

# 松江市認可保育所入所利用調整基準

(令和6年4月入所利用調整以降適用)

※基礎指数に調整指数を加算するもの。

		保護者の状況		父	母
		基礎指数	調整指数		
就労・就学・職業訓練	入所月の雇用等状況	1月当たり160時間以上		50	50
		1月当たり140時間以上160時間未満		45	45
		1月当たり120時間以上140時間未満		40	40
		1月当たり100時間以上120時間未満		35	35
		1月当たり80時間以上100時間未満		30	30
		1月当たり60時間以上80時間未満		25	25
		1月当たり48時間以上60時間未満		20	20
		内職の形態で1月当たり48時間以上就労している場合		10	10
		法人経営者、個人事業主、自営業専従者及び家族従業者(雇用保険非加入)で就労に従事していることを証明する書類の提出がない場合		0	0
	求職活動	求職活動を継続的に行っている場合		10	10
離職後に求職活動を行う予定である場合(求職活動申立書を提出している場合に限る。)		0	0		
疾病・障がい	身体障害者手帳1～3級、療育手帳A(重度)又は精神障害者保健福祉手帳1～2級		50	50	
	医師の診断により保育困難		45	45	
	医師の診断によりやや保育困難		15	15	
妊娠・出産	産前・産後		-	50	
同居親族の常時介護	介護保険制度の要介護条件区分において要介護3以上の認定を受けた者の常時介護		50	50	
	介護保険制度の要介護条件区分において要介護2の認定を受けた者の常時介護		45	45	
	重症心身障害児・者(重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している者)の常時介護 ※身体障害者手帳1～2級かつ療育手帳A(重度)		50	50	
	重度の障がいを有する者の常時介護 ※身体障害者手帳1～3級、療育手帳A(重度)又は精神障害者保健福祉手帳1～2級		45	45	
同居親族の常時看護	医師の診断により常時看護及び常時医療的ケアの必要性が認められる者の常時看護		45	45	
	医師の診断により常時看護の必要性が認められる者の常時看護		40	40	
災害復旧	火災等による家屋の損傷復旧、その他災害復旧に従事		60	60	

※育児休業中の継続利用は入所利用調整の対象とならない。

調整指数	生活保護世帯である場合	60
	離婚を前提とした調停中・裁判中であり、事件係属証明書の提出がある場合	75
	ひとり親家庭である場合	85
	児童虐待又は配偶者暴力のため社会的養護が必要な場合（里親委託が行われている場合を含む。）	300
	両親が失業又は無職により就労の必要性が高い世帯で生活保護を受給していない場合	30
	申込児童が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している場合	10
	申込児童が医療的ケア児である場合 ※入所を希望する保育所等において医療的ケア（医行為）の対応が可能である場合に限り適用する。	400
	申込児童が連携施設の設定がない小規模保育事業施設または企業主導型保育事業施設を育了予定である場合	10
	申込児童が多胎児（双子以上）である場合	20
	申込児童に同居する就学前の兄弟姉妹がいる場合	15
	申込児童の兄姉が在籍する保育所等に限定して入所申込する場合 ※申込児童の兄姉が在籍する保育所等の連携施設は対象とならない。	10
	申込児童の兄姉が在籍する保育所等に限定して転園申込する場合 ※申込児童の兄姉が在籍する保育所等の連携施設は対象とならない。	15
	申込児童が転園申込する場合 ※申込児童の兄姉が在籍する保育所等に限定して転園申込する場合を除く。	-15
	申込児童の弟妹は入所申込をせずに家庭保育する場合 ※当該弟妹が疾病・障がいにより集団保育できないため、やむを得ず家庭保育している場合を除く。	-40
	申込児童又はその兄弟姉妹が同一年度内の入所（予約枠を除く。）を辞退したことがある場合	-15
	申込児童又はその兄弟姉妹が同一年度内の予約枠入所を辞退したことがある場合	-50
	利用調整時に保育料等（兄弟姉妹分を含む。）を6月以上滞納（一部滞納を含む。）している場合 ※ただし、分納誓約をし、かつ、履行している場合は適用を猶予する。	-100
	松江市内の認可保育所又は認定こども園において、保育士（みなし保育士のうち、保健師、看護師及び准看護師を含む。）、保育教諭又は調理員（管理栄養士、栄養士又は調理師の資格を有する者に限る。）として月120時間以上就労する場合又は松江市内の児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士として月120時間以上就労する場合 ※妊娠・出産、育児休業中、病気療養中などで就労していない場合は適用とならない。 ※同一年度内の入所を辞退したことがある場合、転園希望者である場合又は利用調整時に保育料等（兄弟姉妹分を含む。）を6月以上滞納（一部滞納を含む。）している場合は適用しない。 ※父及び母が該当する場合であっても二重に加点しない。 ※調理員は資格に係る免許証の写しを雇用証明書に添付しなければならない。	50
	松江市内の認可保育所又は認定こども園の運営法人が同市内で運営する放課後児童クラブ又は放課後等デイサービスにおいて、放課後児童支援員、児童指導員又は保育士として月120時間以上就労（当該認可保育所又は認定こども園での労働時間を含む。）する場合 ※妊娠・出産、育児休業中、病気療養中などで就労していない場合は適用とならない。 ※同一年度内の入所を辞退したことがある場合、転園希望者である場合又は利用調整時に保育料等（兄弟姉妹分を含む。）を6月以上滞納（一部滞納を含む。）している場合は適用しない。 ※父及び母が該当する場合であっても二重に加点しない。 ※父又は母を保育士、保育教諭、調理員又は児童指導員として加点する場合は、父又は母が放課後児童クラブ等の放課後児童支援員等であっても加点しない。	25

★ 申込児童の兄姉が在籍する保育所等に限定して入所申込する場合(+10点)又は転園申込をする場合(+15点)は、兄姉が在籍する保育所等のみの申込をした場合に限りです。

第2希望以降に別の保育所等の入所希望がある場合は加点しません。

【連携施設(令和5年10月時点)】

- 「たまちこども園」と、「たまち乳児保育園」又は「たまち母衣保育園」
- 「みのり保育園」と、「みのり乳児保育園」
- 「わらべのその」又は「融合こども園」と、「融合乳児園」
- 「こぼと保育園」と、「こぼと小規模保育園」
- 「みつき保育園」と、「みつき乳児保育園」又は「みつき古志原保育園」